

氏名	
----	--

点数		点/100点
----	--	--------

各論演習 6-1

問1)

以下の文章は「税効果会計に係る会計基準」の「第一 税効果会計の目的」である。空欄に当てはまる語句を【語群】から選び、答えなさい。なお、同じ語句を複数使用することもある。

第一 税効果会計の目的
 税効果会計は、企業会計上の（①）の額と（②）の（③）の額に相違がある場合において、法人税その他利益に関連する金額を課税標準とする税金（以下「（④）」という。）の額を適切に（⑤）することにより、（④）を控除する前の当期純利益と（④）を（⑥）させることを目的とする手続きである。

【語群】

税務計算上、 課税所得計算上、 収益又は費用、 益金又は損金、 資産又は負債、
 期間配分、 原価按分、 適切かつ妥当に対応、 合理的に対応、 法人税等、 法人税及び消費税等

解1)

①	
②	
③	
④	
⑤	
⑥	

氏名	
----	--

点数	
	点/100点

各論演習 6-2

問1)

税効果会計に関する設問の文章について、正しいと思うものには○印を、正しくないと思うものには×印を付し、×印としたものについてはその理由を簡潔に答えなさい。

1. 将来減算一時差異とは、当該一時差異が解消するときその期の課税所得を減額する効果をもつものをいう。
2. 繰延税金資産は、無形固定資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する。
3. 法人税等について税率の変更があった場合には、過年度に計上された繰延税金資産および繰延税金負債を新たな税率にもとづき再計算する。
4. 一時差異とは、損益計算書および連結損益計算書に計上されている収益及び費用の金額と課税所得計算上の益金及び損金の金額の差異をいう。

解1)

	○/×	×の場合はその理由
1.		
2.		
3.		
4.		

氏名

点数 点/100点

各論演習 6-3

問1)

次の資料により、税効果会計を適用した場合の損益計算書（一部）と貸借対照表（一部）を作成しなさい。なお、当期は×2年4月1日から×3年3月31日までであり、法人税等の実効税率は各年度とも30%とする。

(資料1) 決算整理前残高試算表（一部）

決算整理前残高試算表		(単位：千円)
×3年3月31日		
繰延税金資産	9,210	
仮払法人税等	40,000	

(資料2) 税効果会計に関する資料

- ① ×1年度末（前期末）において仕入原価10,000千円の商品が陳腐化したため、商品評価損700千円を計上したが、法人税法上、損金不算入となった。しかし、×2年度（当期）においてその商品を販売したため、損金算入が認められた。
- ② ×1年度末（前期末）において売掛金200,000千円に対して3,000千円の貸倒引当金を設定したが、法人税法上、損金不算入となった。しかし×2年度（当期）において損金算入が認められた。また、×2年度末（当期末）において売掛金300,000千円に対して4,200千円の貸倒引当金を設定したが、法人税法上、損金不算入となった。
- ③ ×1年度末（前期末）における減価償却費（建物に対するもの）の償却限度超過額の累計額は12,000千円であった。×2年度（当期末）において償却限度超過額10,000千円が損金不算入となったため、×2年度末（当期末）における償却限度超過額の累計額は22,000千円となった。
- ④ ×1年度末（前期末）における退職給付引当金に対する一時差異の累計額は15,000千円であった。×2年度（当期）において退職給付費用のうち1,000千円が損金不算入となったため、×2年度末（当期末）における一時差異の累計額は16,000千円となった。
- ⑤ 損益計算書の税引前当期純利益は200,000千円であった。また、上記①から④の調整をした税法上の課税所得に対して30%の法人税等が計算され確定した。

解1)

(1) 損益計算書（一部）

損益計算書		(単位：千円)
自×2年4月1日 至×3年3月31日		
税引前当期純利益		□
法人税等	□	□
法人税等調整額	□	□
当期純利益		□

(2) 貸借対照表（一部）

貸借対照表		(単位：千円)
×3年3月31日現在		
II 固定資産		
繰延税金資産	□	

氏名	
----	--

点数	点/100点
----	--------

各論演習 6-4

問1)

以下の一時差異計算表に基づき、解答用紙の各試算表、貸借対照表の空欄及び税効果会計に係る仕訳の空欄について、金額を記入しなさい。なお、法人税等の実効税率は×1年度及び×2年度は35%だったが、×2年度末に税率の変更により×3年度以降は30%になることとなった。

一時差異計算表

	×1年度	×2年度
将来減算一時差異		
(1) 棚卸資産の評価損	4,000	3,800
(2) 売上債権に係る貸倒引当金損金算入限度超過額	100	400
(3) 減価償却費の損金算入限度超過額	400	150
将来加算一時差異		
(4) 建物圧縮積立金	5,000	4,000
(5) その他有価証券評価差額金	600	800

解1)

【×1年度】

決算整理後残高試算表

繰延税金資産		繰延税金負債	
		その他有価証券評価差額金	

【×2年度】

①振戻処理

借方		貸方	
繰延税金負債		投資有価証券	
その他有価証券評価差額金			

②決算整理前残高試算表

決算整理前残高試算表

繰延税金資産		繰延税金負債	
--------	--	--------	--

③税効果会計

③-1法人税等調整額の計上

借方		貸方	
繰延税金負債		繰延税金資産	
		法人税等調整額	

③-2純資産の部に直接計上される評価差額

借方		貸方	
投資有価証券		繰延税金負債	
		その他有価証券評価差額金	

④決算整理後高試算表

決算整理後残高試算表

繰延税金資産		繰延税金負債	
		その他有価証券評価差額金	
		法人税等調整額	

⑤繰延税金資産と繰延税金負債の相殺

借方		貸方	
繰延税金負債		繰延税金資産	

⑥貸借対照表

貸借対照表

	固定負債	
	繰延税金負債	
	評価換算差額等	
	その他有価証券評価差額金	

